

防災会議委員意見に対する対応・回答

No.	提出団体等	資料名・ページ	ご意見・ご質問等	対応・回答
1	福島地方気象台	本編 P10～11 第1編 総則 第2章 本市の概況と災害の記録 第4節 風水害等の記録	大雪や台風など数日にわたる現象もあるため「月日」の記載方法をご検討いただきたい。	対応：現行通り ・市史等の資料から発災日を引用しているため、このままの記載とします。
2	福島地方気象台	本編 P14 第1編 総則 第3章 災害及び被害の想定 第2節 地震被害想定 ほか	「福島盆地西縁断層帯」や、他にも東縁断層帯を使用している断層があり、紛らわしいため修正してはどうか。	対応：現行通り ・本編P6（第1編第1章第10節）に「会津盆地西縁断層帯（以下「西縁断層帯」という。）」、「会津盆地東縁断層帯（以下「東縁断層帯」という。）」の記載があるため、このままの記載とします。
3	福島地方気象台	本編 P57 第2編 災害予防計画 第4章 地震以外の災害対策 第6節 火山災害対策	（「磐梯山の噴火警報等の伝達系統」について） 以下の伝達経路を追記してはどうか。 ・会津若松市 → 避難保護施設 山小屋等 → 地域住民 観光客 ・福島地方気象台 → （太線）海上保安部 → 船舶 ・福島地方気象台 → 裏磐梯自然保護官事務所 ・福島地方気象台 → 国土地理院 東北地方測量部	対応：追記 ・福島地方気象台 → 国土地理院 東北地方測量部 ・福島地方気象台 → 火山専門家 ・「磐梯山の火山活動が活発化した場合の避難計画」（令和5年3月23日改定）をもとに、本市に関連する機関等のみを追記します。
4	福島地方気象台	本編 P116～117 第3編 災害応急対策計画 第6章 避難対策 第1節 避難指示等避難情報	（「2 避難指示等の発令（3）避難指示等の判断基準（土砂災害）」について） 疑義 表面雨量指数と流域雨量指数による警報基準は記載されているが、土壌雨量指数による警報基準を記載しない理由如何	対応：削除 ・表面雨量指数と流域雨量指数を用いての警報基準の記載を削除 ・避難指示等の判断基準においては、これらの指数を用いて大雨による土砂災害・浸水害・洪水災害の危険度の高まりを災害の危険度を5段階で色分けして地図上にリアルタイムに表示されるシステムである危険度分布（キキクル）に統一します。

5	福島地方気象台	本編 P117 第3編 災害応急対策計画 第6章 避難対策 第1節 避難指示等避難情報	(「2 避難指示等の発令(4)避難指示等の発令基準(火山災害)及び噴火警戒レベル」について) 図の「範囲」において、「降灰による土石流に伴う河川の浸水想定区域」とあるが、会津若松市で想定される火山災害である融雪型火山泥流について記載すべきでは。	対応：修正 ・降灰融雪型火山泥流による土石流に伴う河川の浸水想定区域(河東町福島地区) 〔融雪型火山泥流とは〕 積雪期の噴火の場合、雪が大量に溶けて土砂や流木を巻き込んで流れ下る現象。家や橋を破壊する力が大きく、広範囲に渡る大規模な災害を引き起こしやすい。火口周辺に積雪がある時期は、小規模な噴火でも融雪型火山泥流が発生し、下流の居住地域に流下する可能性があるため警戒が必要。
6	福島地方気象台	資料編 P20 (資料 2-4-1) 注意報・警報発表の基準 (4)警報・注意報発表基準一覧表	(注意報「乾燥」について)「以下」を付しても誤りではなく、こちらの方が理解しやすいのであればかまいませんが、気象庁で示す基準表では記載がないことをお知らせします。	対応：現行通り ・「以下」を付した方が理解しやすいと思われるため、このままの記載とします。
7	会津若松消防署	本編 P124 第3編 災害応急対策計画 第6章 避難対策 第8節 避難所以外に避難した避難者への支援	(「1 在宅被災者等及び車中生活をおくる被災者への支援」について) トイレ等の設備や福祉サービス等の利用に「配慮」しますと記載されていますが、「支援を行います」や、物事の進み方を捗る「促進」のような言葉にしてはいかがでしょうか。	対応：現行通り ・県地域防災計画の表現に合わせるため、このままの記載とします。
8	会津若松市女性人材リスト(鈴木里美氏)	本編 P7 第1編 総則 第1章 計画の基本方針 第13節 減災目標	水や食料の家庭備蓄率(H30年度73.5%)について。市民アンケートの回答者中ということになるが、回答者の母数がわかればご教示ください。	回答 ・母数は1,050人となります。 ・平成25年に実施した3,000人市民アンケート(18歳以上無作為)による数値となります(回答率35%)。
9	会津若松市女性人材リスト(鈴木里美氏)	本編 P37 第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い体制づくり 第3節 情報通信体制の整備	全体イメージ図に「会津若松+ (プラス)」が組み込まれておらず、リニューアルした「会津若松+ (プラス)」の防災情報も有効に活用されていない。発災時のみでなく、平時のさまざまな防災情報の提供ツールとして有効活用していくべきではないか。	対応：追記 ・⑫防災アプリ等の活用 平時、発災時における防災情報の提供ツールとして防災アプリ活用の周知・啓発に取り組むとともに、その機能の充実や利便性の向上に向け検討していきます。

10	会津若松市 女性人材リ スト（鈴木 里美氏）	本編 P63 第2編 災害予防 計画 第5章 避難・誘 導体制づくり 第3節 観光客帰 宅困難者への対応	2- (2) 災害時に外来者への 避難場所・避難所情報等を 「ホームページ等を活用して 周知、避難誘導」とあるが、 例えば観光客が緊急時に（パ ソコンを使用して）ホーム ページを閲覧するイメージが できない。これからの体制づ くりとして掲げるのであれば、スマートフォンからの情 報アクセスを充実していく等 の表現が望ましいのでは。	対応：追記 ・災害時に観光客等に 公共交通機関運行情報 や避難場所・避難所情 報等をホームページ等 を活用して周知すると ともに、スマートフォン 等からの情報アクセ スを整備・充実してい くなど、避難誘導する 体制づくりを進めま す。
11	会津若松市 女性人材リ スト（鈴木 里美氏）	本編 P69 第2編 災害予防 計画 第7章 備蓄・調 達体制の整備 第1節 備蓄品の 確保	（「2 備蓄の役割分担」につ いて） 市民への呼びかけとして、避 難時に各家の備蓄品を避難所 に持参することを呼びかけて いる。避難時のQOLを上げる ために必要なことだが、120 p第2節-3では避難所への携 行品制限も記されている。ど ういう想定のもとに制限があ るのか、その理由も付す必要 があると思われる。	対応：追記 ・避難所の居住スペー スの確保等のため、避 難所に持ち込む携行品 には制限を設けること とし、家庭で備蓄して いる飲用水、食料、そ の他日常生活に必要な 最小限の衣料、医薬 品、貴重品、学用品等 を携行するよう周知を 進めます。
12	会津若松市 女性人材リ スト（鈴木 里美氏）	本編 P95 第3編 災害応急 対策計画 第2章 支援の要 請 第2節 ボラン ティア活動支援	2 災害ボランティアセン ターの設置場所 災害対策本 部と社協との協議により決定 とあるが、具体的な想定（災 害により異なる複数案）はさ れているのでしょうか。	回答 ・本編 34P 第2編災害 予防計画第2節防災拠 点施設の指定1防災拠 点施設の種類と機能に おいて、災害ボラン ティアセンターの設置 拠点について、会津大 学、文化センターを例 示しております。 ・なお、同センターの 設置は社会福祉協議会 と協議した上で設置を 決定することとしてお りますが、予め設置場 所を想定し計画に明記 できるよう、現在社会 福祉協議会と協議を進 めております。
13	会津若松市 女性人材リ スト（鈴木 里美氏）	本編 P121 第3編 災害応急 対策計画 第6章 避難対策 第3節 避難所の 開設	1等 災害にもよるが、指定 避難所まで相当距離のある集 落によっては避難中の被災も 考えられる（2009年兵庫県佐 用町の事例）。一律的に指定 避難所への避難を呼びかける 以前に、「0.5時避難所」と して事前に集落で近場の安全 性の高い建物を想定し、緊急 にはそこに身を寄せるといっ た方向性へのシフトも必要と 思われる。	回答 ・「(2)小中学校以外 を避難所とする場合」 において質問の趣旨を 記載しています。 ・なお、地域の実情に 沿った避難行動を行っ ていただくためには、 地域における周知・理 解を要するため、積極 的な啓発に取り組んで いきます。

14	会津若松市 女性人材リ スト（鈴木 里美氏）	本編 P125 第3編 災害応急 対策計画 第6章 避難対策 第13節 他地域 からの避難者の受 け入れ	（「1 受け入れ対策について （2）受け入れ態勢について ②県との連携」について） 「県の繰り替え支弁」？（誤 字でしょうか？）	対応：修正 ・広域災害が災害救助 法の適用となり、県の 繰り替え支弁に該当す るなった場合、避難所 の設置や人的体制な ど、県と市のその役割 分担を協議し、明確化 します。
15	会津若松市 女性人材リ スト（鈴木 里美氏）	本編 P140 第3編 災害応急 対策計画 第11章 廃棄物 対策・防疫等活動	目標 災害時仮設トイレの確 保 和式のみだと足腰の弱い 高齢者が難儀します。各所に 一定数の洋式タイプの確保も 明記をお願いします。	対応：追記 ○災害時仮設トイレの 確保に努めます。 ○災害に伴う感染症被 害を防止するため、衛 生面に十分な配慮を行 います。 ○トイレは、原則とし て男性用、女性用を区 別し、女性用トイレを 多く設置するととも に、建物内のトイレを 優先して障がい者、高 齢者、女性や子供に使 用させる等の工夫に努 めます。
16	市健康福祉 部	本編 P79 第2編 災害予防 計画 第9章 災害時に 備えた要配慮者の 安全確保 第2節 在宅の要 配慮者への対応	（「4 避難行動要支援者の名 簿登録及び個別避難計画の作 成（5）情報漏えいの防止措 置」、 「8 避難行動要支援者 名簿及び個別避難計画の個人 情報の取り扱い（1）情報漏え い防止措置」について） 「本編 P79 4 情報漏えいの防 止措置」及び「本編 P80 8 （1）情報漏えい防止措置」に ついて、題名や対象者である 「関係機関」も重複している ことから、内容について「い つ、誰が」を入れ整理してま とめてはどうか。	対応：修正 ・情報漏えいの防止策 については、「本編 P79 4 情報漏えいの防 止措置」に整理し、ま とめました。
17	福島県会津 地方振興局	—	福島県地域防災計画（事故対 策編）を参考に事故対策に係 る計画についても策定されたい。 （県危機管理課）	回答 ・次期防災計画の改定 時に、災害種別に応じ た計画として再編を予 定しております。 ※資料7「会津若松市 地域防災計画の改定に ついて（案）」にて別 途説明

18	福島県会津地方振興局	本編 P58 第2編 災害予防計画 第4章 地震以外の災害対策 第6節 火山災害対策	(「2 火山災害対策(2)異常現象等の報告等」について) 福島県地域防災計画 一般災害対策編 第5章 火山災害対策 第2節 火山災害予防対策 p331 磐梯山情報連絡系統図を参照し、系統図内に「陸上自衛隊第44普通科連隊」を追記いただきたい。(県災害対策課)	対応：追記 ・系統図内に「陸上自衛隊第44普通科連隊」を追記
19	福島県会津地方振興局	資料編 P81 〔参考〕災害救助法について	令和3年度に法改正が行われ、第2条第2項が追加されていることから当該内容についてもどこかに反映した方がよい。法の外、内閣府発行の災害救助事務取扱要領(R5版)P2(2)を参照。(県災害対策課)	対応：追記 ・5 災害が発生するおそれ段階の適用〔法第2条第2項〕 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第23条の3第2項(同法第24条第2項又は第28条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該本部の所管区域として本県が告示されたとき、市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがある場合には、災害救助法による救助を行うことができる。